

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第149号

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市区役所等に属する職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第22項を同条第24項とし、同条第6項から第21項までを2項ずつ繰り下げ、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

第1条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 文化市民局地域自治推進室に属する職員のうち次の表の左欄に掲げる職にある職員は、その職にある間、辞令を用いることなく、同表の右欄に掲げる職に兼職されたものとみなす。

文化市民局地域自治推進室長	全ての区役所等の区民部担当部長
文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長	市税事務所市民税室担当課長及び納税室担当課長並びに全ての区役所等の区民部市民窓口課担当課長
文化市民局地域自治推進室市民窓口係長	全ての区役所等の区民部市民窓口課担当係長

第1条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前項の規定により兼職されたものとみなされる職員を除く。

第1条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 区役所等の区民部市民窓口課長は、その職にある間、辞令を用いることなく、市税事務所市民税室担当課長及び納税室担当課長並びにこの項の適用を受ける職員が属する区役所等以外の全ての区役所等の区民部市民窓口課担当課長に兼職されたものとみなす。

第2条第3項各号列記以外の部分中「前条第3項」の右に「及び第4項」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「前条第4項」を「前条第5項」に改め、同条第5項各号列

記以外の部分中「前条第5項」を「前条第6項及び第7項」に改め、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 戸籍法その他の戸籍に係る法令に基づく報告、戸籍事務に係る調整並びに帳簿及び書類の管理及び点検に関すること。

第2条第6項各号列記以外の部分中「前条第6項」を「前条第8項」に改め、同条第7項中「前条第7項」を「前条第9項」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「前条第8項」を「前条第10項」に改め、同条第9項中「前条第9項」を「前条第11項」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「前条第10項」を「前条第12項」に改め、同条第11項中「前条第11項」を「前条第13項」に改め、同条第12項中「前条第12項」を「前条第14項」に改め、同条第13項各号列記以外の部分中「前条第13項」を「前条第15項」に改め、同条第14項中「前条第14項」を「前条第16項」に改め、同条第15項中「前条第15項」を「前条第17項」に、「第16項」を「第18項」に改め、同条第16項中「前条第17項」を「前条第19項」に改め、同条第17項各号列記以外の部分中「前条第18項」を「前条第20項」に改め、同条第18項各号列記以外の部分中「前条第19項」を「前条第21項」に、「第20項」を「第22項」に改め、同条第19項各号列記以外の部分中「前条第21項」を「前条第23項」に、「同条第22項」を「同条第24項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)